

日程第16 議案第7号 橋本市庁舎整備基金条例について

○議長（小林 弘君）日程第16 議案第7号 橋本市庁舎整備基金条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）本市もやっときれいな庁舎が建つかもしいないというご決断と、その基金を積んでいくであろう条例の約束事を上程していただいたと。特にその条例に対して聞くことはないんですけど、目標設定に対してなんですけども、二つほどお伺いしたいんですけども、説明では15年の1億5,000万円ぐらいでほしいこれぐらいというふうに予測はつくんです。工事にかかっていくとかタイムスケジュールとか、そのハードの部分は置いておいて、ほしいこと一緒に思うんで置いておいて、うまいことしてくれたらええなと思います。

聞きたいのは、この1億5,000万円掛ける15年の基金を積んでいくよということは、ほしい庁舎を建て替えたならどれぐらいの金額を設定して、このお金を試算しているのかということと、副市長が財政課長のときに財政健全化5カ年計画とか、ちょっとばんとしんどなったとか、職員のお給料とかをカットしたとか、そういう事態にもまた見舞われたとき、交付税が下がったとかそんなときは、その年は同じように1億5,000万円積むのか。この二点をもしよかったら、財政課長、お伺いできたらと思います。

○議長（小林 弘君）財政課長。

○財政課長（三浦康広君）堀内議員のご質問

にお答えします。

まず、どのぐらいの財源と事業費を見込んでいるかというところでございますが、令和4年の6月の総務委員会の資料でご報告させていただいたところですけども、総事業費の予定としましては約86億円を見込んでおります。そのうち、75%の充当を想定した地方債を見込んでおりますので、地方債を差引いて、一般財源の総額が21億5,300万円、21億5,000万円の積立てというか一般財源を想定しておりますので、この21億5,000万円を積み立てるといようなイメージになってきております。

続きまして、その21億5,000万円の積立てについて、財源がなくなったらどうするのかというおただしでございますけども、本市につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、平成28年度から令和2年度におきまして財政健全化に取り組んできております。これによりまして一定の効果を果たしたところでございますけども、この健全化におきまして地方債の発行抑制によりまして、地方債残高の縮減を行ってきました。これによりまして公債費についても年々、元利償還金の返済額が減少してきております。試算では、令和4年度から6年度については毎年、対前年度比で約3億円ずつ公債費が減っていく見込みとなっております。令和7年度と8年度については、年間で約1億5,000万円ほどの公債費が減少する見込みとなっておりますことから、ここを財源として積立てに充てていきたいというところがございます。

今後につきましても、地方債の発行抑制等を実施しまして積んでいくということで、積立てを実施していきたいというふうに考えて

おりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

10番 土井君。

○10番（土井裕美子君）この条例の設置の第1条のところに、市庁舎の建設及びこれに関連する事業に必要な資金を積み立てるためというふうにあるんですけども、本市が高野口町と合併して以来、市民の皆さま方のアンケート調査の結果の中のナンバーワンが、新しい図書館を建ててほしいというようなことだったと思うんですけども、合併して10年以上たっていますが、まだ新しい図書館は建っておりません。庁舎も老朽化してきておりますし、教育文化会館も老朽化してきております。私も議員になりたての頃から、シビックゾーンをどのようにするのかという議論が内部でなされてきたと思うんですけども、この市庁舎の建設及びこれに関連する事業という中に、図書館とかそういうことも含まれているのかどうかというのも確認したいんです。

これから多分、検討委員会を立ち上げられて、総合的な庁舎にするのか、どのようにするのか、場所も含めて検討をされるかと思えますけれども、これがそういうことにも充当できるのかどうかというのを確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）ただ今、条例に記載させていただいておるこれに関連する事業の具体なんですけど、今現状想定しておりますのは、いわゆる、先ほど財政課長から申しました地方債が充当できないようなもの、つまりは解体ですとか備品の購入、これらを想定して記載させてもらっておるところであります。

また、図書館等の施設というところになる

んですが、シビックゾーンの計画等も今現状、これからどういった形が一番いいのかというのを検討していくような格好になると思えますので、現時点で具体として、この関連する事業の中にそれらが含まれてはおりません。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）水道代、この間値上げて、このときはお金がないからという話やったんですが、こうやって基金として1億5,000万円積み立てられるというふうなことであるならば、何で水道代を上げるねんというのが市民の気持ちです。私たちは企業会計、特別会計、一般会計という枠組みがあるというのを分かっておりますが、市民の目線で見ますと分からない。市役所と同じように値上げしたのはやっていかれへんからやったんやろうというふうな話を聞いておりますんですけど、この辺の絡みですね、企業会計、特別会計、一般会計のまたぐのもありなんか、ないなんかとかを含めまして、ご説明いただきたいと思えます。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）水道料金と市庁舎の建設というのは、直接は関係ないというのはイメージでは分かるかもしれないんですけども、確かに市民の方にとったら同じお金というような色がついているんじゃないのかという、そういう疑問を持たれているご意見があったんだと思えます。

水道事業に関しましては、企業会計を本市の場合とはっておりまして、基本的にはその運営、管理等に係る経費は受益者の負担によって賄うというような格好にさせてもらっております。つまり企業会計、水道事業会計の中で、それは運営していくべきだ。使用料を頂いて運営していくべきだというような考え

に基づいて運営しております。

しかしながら、一般会計のほうなんですけれども、財政健全化計画を実施して幾ばくかは戻ったというような現状では今はあるんですが、まだ他市に比べても決して裕福という状況ではございません。そんな中で施設の老朽化等、コンスタントにといいいますか、定期的にやっていけなかった部分、積み残しの部分等も今後、実施していく必要がございます。

そんな中で、庁舎の建設に関してはお尻が決まっていると申しますか、耐用年数が決まっている状況です。その中で一気に一般のお金が必要になると、これまた対応できないということがありますので、これぐらいの金額を積めるうちに積んでいかないとということもございまして、水道料金については水道の会計の中でやっていくということで、市民の方にも申し訳ないですが、ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林 弘君）11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）ということは、企業会計から特別会計だとか、特別会計から企業会計だとか、あるいは一般会計から企業会計、要するにこの三つどもえの会計のまたぎはできないとか、市の方針としてしないというふうに理解しておいたらよろしいでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）お金がそもそも動かないということではなくて、本来、市が一般の例えば環境を守るために必要だ、環境整備のために必要だ、それを下水道事業が実施しているというような事業もございまして。その場合、繰出基準という表現になるんですが、他会計への繰り出すその基準が国のほうでもまとめられておまして、その基準に沿った形で必要な分を繰り出すというようなことは、

本市の中でも実施しております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）あまりこんな細かいことを言わんところかなと思ったんですけど、今、部長の答弁を聞いていたら一点気になったんで。耐久年数のけつが決まっているとか、期限が決まっているというのは理解できるんですけど、この議場で数名、そのときはおったんですけど、耐震補強をしたでしょう。そのときからその議論はあったんですよ。僕はその話を聞いたんで気になるんですけど、そしたら行政的に耐震補強をして、費用対効果も含めて、どれだけ延長できたんですか。耐震補強をしてまだ10年ほど違いますか。ですよ。耐震補強にあんだけお金をかけるとして、そのけつは決まっているのと言われてたら、じゃあ、耐震補強はどうやねんという話になってくるんですよ。

何でこの話をしたいかといったら、そのときからこの議論はあったんですよ。僕、職業柄、耐震補強をしてもさほど延びないというのは知っていたんです。大分言うたんですよ、そのときも。耐震補強をしても、躯体になっている使われているコンクリートの年数が限度が決まっているから、強度はどんどん落ちていくんやから、崩れない程度にはなるけども耐震自体の、崩れないという前提の下でやるんやったらええんやけど、使えるか使えれへんかの話をするんやったら建て替えたほうがましですと話なんです。そのときちょうど保健福祉センターの話も出とって、すったもんだしたんですよ。だから、今の言葉はほんまに引っかかるんで、けつが決まっていると言うんやけど、耐久年数、これ、費用対効果とかを含めて延びたんかな。具体的な数字はええですよ。実質、感覚的にどないですか、部長の感覚。これ、個人的な話でいいですよ。

何か引っかかるんです、その点がね。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）感覚的なものでもいいよっておっしゃってくださっていたんですが、たしか大規模改修のしない場合、不要の場合の耐用年数と申しますか、改修不要でもつ期間が65年ぐらいだったというふうに認識しています。古いほうって言うと語弊があるんですが、庁舎増築をして、昭和32年に南側のほうが建設されておるんですが、それから考えますと、65年といいますとちょうど2022年、今あたりという、そういう状況になつとるかと思えます。そうすれば、その段階で庁舎自体はなかなか難しいというのが判断されるべきところになるのかなということですので、ここを考えますと、財政健全化のような状況にもなっておったというところもありますので、一旦それで延伸と申しますか、庁舎の安全性を確保して、さらに次の限界可能使用期間といいますか、ここまではもたないよというようなところまでつないで、そこが最終的には建て替えの必要のある時期だというふうな認識でございます。

当然、少しでも早い段階で建て替えをすることができれば、それが一番いいとは思いますが、今の私の考えとしましては、そういうような形で改修をしたことは効果があったといえますか、適正な判断であったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）非常に分かりやすい回答ありがとうございます。僕、そのときの議論で、当時首長も違いましたし、ここにおける担当課の人も全員違うでしょう。議員もほぼ7割、8割入れ替わっている状態やと思えますわ。7割ぐらいかな、入れ替わつとる状態やと。だから、そのときの議論はそのときの

議論で決めたことやから、別段今からそれが間違えとったとかそういう話をするつもりはないんやけど、話が飛んで申し訳ないんやけど、こういうことが起こるといのは、やっぱり長期総合計画とかも立ててるんやから、どないしたらええんかな。10年先を見越して計画を立てていくと言ふんやったら、もう少しシビアにやっていったほうがええんかなというのもあったんで、だから、効果があったかなかったの検証は、当時はそれが一番効果があると思ってやって、10年後にはやはり建て替えなあかんという今の首長の思いもあるんやから、僕は建て替えることには何のあれもないですよ、もともと分かつとったから。延命でしかないな。建て替えたらええのになという話はしていたぐらいやから、別にそれに反対する気はないんですけども、ただ気になったのはこういう話が多々出てくるんでね。当時、議会もそのときの責任もあるし、もちろん承認しているんやからね。それは僕、自分もそこにおった一人としては認識はしとるんやけど、こういう話になったなと思ったんで聞かせていただきました。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第7号については、総務委員会に付託いたします。

日程第17 議案第8号 橋本市公告式条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第17 議案第8号 橋本市公告式条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 橋本市公告式条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第9号 橋本市民会館設置及び管理条例及び橋本市立産業文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長(小林 弘君)日程第18 議案第9号 橋本市民会館設置及び管理条例及び橋本市立産業文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

18番 岡君。

○18番(岡 弘悟君)分からないので教えてください。スタインウェイはどこに行ったん

ですか。それだけ聞きたいんですけど。載ってないんで、改正後に。売っちゃったのかな。前、議会に報告はあったのかな。僕、覚えてないんで。どっか行ったのかな。それを教えてください。

○議長(小林 弘君)教育部長。

○教育部長(堀畑明秀君)議員のおただしにお答えします。

スタインウェイは、産業文化会館のほうに移設する予定をしております。

以上です。

すいません、産業文化会館のほうに移設します。

○議長(小林 弘君)ほかにありませんか。

16番 田中君。

○16番(田中博晃君)私、確認したいのは、条例を見たら調律費別途とか書かれておるんですけども、恐らくこのピアノを移設するにあたっては、じゃ、どういう部屋に置くのか。特にええピアノやったら、温度管理、湿度管理等々も今後出てきます。調律費別って書いてくださっているということは、使いたい市民の方であったりとかが使っていけるようにするための今回の移設というふうに見ておるんですけども、それ以外の、さっき言うた調律とか、保管部屋というかな、その管理で結構なお金がかかってくると思うんですけども、その辺りはどの程度見込んでおりますか。

○議長(小林 弘君)教育部長。

○教育部長(堀畑明秀君)ただ今の議員のおただしにお答えします。

確かに、スタインウェイは温度管理が必要なピアノというふう聞いておまして、産業文化会館のピアノ保管庫のほうを拡張いたしまして、そちらのほうに空調設備を設置いたしまして保管していく予定をしております。また、調律費別途というものにつきまして、

スタインウェイを使われる方というのは専門のピアニストの方が多く、直接、ピアニストのほうで調律を依頼されて、その調律費については別途個人で業者のほうにお支払いされているというふうに聞いております。

保管庫のほうはもう完成しておりまして、移設する予定で、その電気代についてはまだ実際に運用をしてみないと分かりませんので、また状況を見ながら把握したいと思います。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）ちょっと気になったのは、昔、議会でも話が出たことがあるんですよ、このピアノについて。当時、今の中西県議やったかな、岩田県議やったかな、僕は覚えてないんですけど、これ、費用がかかるから、年に数回しか使えへんのやったら、すごくいいピアノやから売却してはどうですかという話があったんです。それがええか悪いかは別ですよ。僕、売却すべきやという話をしているわけじゃないんですけど、やはりこれは行政の財産として、市民にとってとても利益があるから、空調の設備とかそういうのもやって、こういう調律の費用とかも使うというお考えは分かるんですけども、年に何回ぐらい使う予定になっているのかな。それはそれだけの費用対効果が市民のために利益があるというお考えで置いているのかな。それはそれでええんですよ。そのお考えだけ聞きたいだけで、それに対して反対やとかいう考えはないんです。だから、売る売らへんの議論があって売らずに置いていたものを、そうやって今度はお金をかけて保管するということは、行政にとってはそれだけの価値があるという認識の下でやっているのかなどうかという、その一点だけお答えください。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）ただ今の議員のおただしにお答えします。

市といたしましては、そのスタインウェイピアノを管理し、市民、また市外の方にもご利用いただくというふうなことで効果があるものというふうに考えてございます。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）もう一点利用の状況でございますが、今後の利用も同じようになるかというのは別としまして、過去の利用の実績ということで申しますと、令和元年度では、利用回数が11件。今回条例で上げさせていただいている金額が使用料になるんですが、トータル額として13万9,420円ございました。それから令和2年度は、コロナの関係で使用もなかなか制限しておりましたので、件数としましては4件、金額としまして5万740円。令和3年度におきましては15件、金額としまして19万2,000円の利用がございました。以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 橋本市民会館設置及び管理条例及び橋本市立産業文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第10号 橋本市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

○議長（小林 弘君）日程第19 議案第10号 橋本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）おはようございます。

条例というか、読んでても難しいので、少し説明も含めてお願いしたいんですけども、まず最初に、単純に定年延長はこれからするというので、普通に1年ずつ延びていくのかなと思ったら、これを読ませてもらったら、管理監督職勤務上限年齢というのがあって、年齢が60年というふうにされていますし、また給与は7割水準であると。今まででしたら、60歳の定年で退職金を受け取って、再任用で給与が下がっても退職金で補うことができましたけれども、年金をもらうまでの間ね、できましたけど、それもできないと。それもありませんし、また、例えば3月末まで部長とか課長だった職員の方が、その職以外のもうちょっと下になってくると。だけでも正職員には変わらないという状況の中で、職場の中でぎくしゃくするようなことにはならないですかということ。

もう一つ、例えば定年が61歳のときに60歳で一旦退職をして、再任用を希望するという

ことも可能なのかどうかお尋ねします。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）たくさんの条例の改正となりました。この改正につきましては国家公務員法などの改正によりまして、国家公務員の定年が段階的に65歳に引き延ばされることによりまして、地方公務員の定年は国家公務員に準ずるということで、今回の改正に至っております。主なところといたしましては、定年延長後の職員の任用であったり、給与であったり、また退職手当であったりというところになります。

少しこの内容について、概要を説明させていただきますと思います。

まず、58ページの定年条例の3条なんですけれども、ここで定年の年齢の引上げを記載しております。年齢は65年というところで記載させていただいております。

それから、同じ60ページから61ページにかけて、役職定年という制度のことについて書かれております。役職定年というのは、現在、管理職手当が支給されている管理監督職の地位にある職員が、7条におきましては60歳をもって役職定年となる。それからその後、管理監督職以外の職に降任するということが8条の2号でうたわれております。それから役職定年はあるものの、9条におきまして、この1号から3号までの事情がある場合に限り、最長3年もしくは5年の役職定年の延長ということができる制度となっております。

それから、63ページの12条なんですけれども、ここで今回、今までありました再任用もしくは再任用短時間勤務制というところが、今度は定年前再任用短時間勤務制ということで導入されるという働き方の多様性に対応する制度が、再任用でできる制度ができております。

それから、同じ63ページの附則の3項で、

この定年延長に関する経過措置がうたわれております。これは令和5年4月1日から令和13年3月31日までの定年の規定の適用は、段階的にこの表のとおりに引き上げられるという規定でございます。

それからあと給与につきましては、69ページの給与水準、69ページの附則の22項、下のところなんですけれども、職員が60歳に達した日以降の最初の4月1日以降、100分の70ということで7割水準となって、最終の給与に100分の70を乗じて得た額の100円未満を四捨五入した額が定年延長後の職員の給与となります。それから、次の23項におきまして、7割水準とならない職員の規定がございます。

次に、役職定年で降格する職員の調整額、先ほどの管理監督職にあった職員が管理監督職以外の職に降格します。これは、例えば今7級、6級の職員が5級の職務に就くこととなります。ややこしいんですけれども、部長ですと7級の職にあるんですけれども、7級の職にある職員が一旦5級の直近上位の給与になるんですけれども、だいたい5級の一番最高号級になるんですけれども、その7割の給与がその職員の給与になるんですけれども、調整額というのがありまして、元受けていた給与の7割と5級になったときの7割の差分が調整額として支払われるので、最終は6級、7級の職員につきましては、最終に受けていた給与の7割水準の給与となる。ややこしいんですけれども、調整額として支払われるということになります。

もう一度言います。役職にあった職員、6級の給与をもらっていた職員、7級の給与ももらっていた職員は一旦、60歳に達した次の4月1日に5級の職務に降格するについて、給与も5級の給与になります。なので今6級、それから7級の給与を受けていた職員は、5級の直近上位の給与表にはまります。その給

料の7割がその方の、その職員の給与になります。ところが、役職に就いていた職員につきましては、もともと受けていた給与の7割の額と、それから5級に降格して7割になった給与との差分が調整額として支払われるので、もともと受けていた給与の7割と同じ額が支給されることとなります。それが調整額として支払われます。

それと、あと退職手当の関係なんですけれども、退職手当のピーク時特例というのは改正なく、今の退職手当条例5条の2に書かれているとおり退職手当は支払われるのですが、60歳以降、定年までの間に退職しても定年退職扱いになることですか、それから、60歳以降給与が7割になるのは人事院勧告の給与減額でない、もしくは60歳以降の4月1日以降の降任は分限の処分ではないということなどがうたわれておる、そういう条例改正となります。

働き方の中でぎくしゃくしないかということをお尋ねいただいているところなんですけれども、職員の配置につきましては、今後運用の中で考えていかなければならないと思います。それぞれの職員の経験なりを生かして、職場に配置していかないといけないと考えております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君、指摘してください。

○7番（阪本久代君）先ほどちょっと説明はあったんですけど、例えば61歳が定年のときに、そこまで行かずに60歳で退職したとして、その時点で再任用をしてもらえるかどうか。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）60歳を超えて3月31日で退職する以降の退職は定年退職扱いになりまして、それ以降は会計年度任用職員で働いていただくことは可能でございます。

す。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）今もご答弁を頂いたんですけども、やっぱり職場の運営が、定年が延長してからもスムーズにいくようにというところで、柔軟な対応といいますか、先ほど配置については運用の中で考えていくということでしたので、できれば職員組合との懇談とかも含めて、実際に実施されるまでに十分な協議といいますか、をしていってほしいなというふうに要望いたします。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）自分に読解力が総合政策部長や副市長ぐらいのおつむがあればこれを読んだら分かるやろって言われるかもしれないんで、ごめんなさいって言うとかんですけど。今の説明を聞いてたら、例えの話でよく分かりやすかったです。6級、7級の管理職に例えて、7掛けと調整するのはよく分かりました。だから、まず一点目がそこなんですけど、定年退職するのは6級、7級だけじゃないじゃないですか。僕も人事で級と号について一般質問をしとるんで、5級扱いになるというたら、また課長補佐級が増えるんかよなんて思ったりもしたぐらいで、それは70%減で5級程度になるということやと思うんで、それとこれとは別やと思うんですけど、5級で終わった人、4級で終わった人、これから未来に対して頑張って試験を受けて上がってきたら、年齢、年功序列と違って能力がある者が上に来る社会がもし来たときに、5年後、10年後来たときに、定年61歳、62歳って来たときに7掛けになる定義というのが、6級、7級では7掛けというのが、5級以下にも同じ方程式で当てはまるんですかということ、これは条例とかソフトなデリケートな部分の質問になって、橋本市役所だけじゃない全国一律の話になろうかと思うんですけ

ど、言いにくいことなんで多分僕が言うのが一番ええと思うんで僕が言いますが、部長経験者が定年して、橋本市、よそのことは分からないんで、参事とか理事とかよくあるじゃないですか。だから、最高責任者はその部の部長やのに、後ろにおるといふか、目の上のたんこぶといふか、今の部長の答弁やったら経験豊かな人が裏方に準じて、ちょっと引いて知恵袋といふか、縁の下の力持ちといふような表現でしとると思うんやけども、実際僕から見たら、どっちが部長なんかなみたいなんがあるんですけど、そういうのとかでぎくしゃくしないかなといふのは、僕、そういう表現に取ってしまうんですけど、その点についての実習とか職員研修とか、重鎮のOBという言い方をしたらいいのか、キャリアのある知恵袋といふか、その人たちの心構えといふか、どういうふうに対応していくかといふのは、指導といふか協議とかはされとるんでしょうか。お願いします。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）まず最初の7割の給料といふのは、どの級の職務にあっても同じです。調整額がつくのは、管理監督職にあった職員が降格した場合です。

それから、ぎくしゃくといふお話なんですけれども、実はこの定年延長に関するることにつきまして、定年後、定年を迎える年の前年度中には、その職員に意向をヒアリングするというのを決められています。そのヒアリングなどに基づいて職員の意向といふのは尊重させていただきたいと思っておりますし、また管理監督職につきましては、副市長にもヒアリングを受けまして、順次、適正な配置を行ってまいりたいと思っております。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）よく分かりました。

最後にもう一点だけ、要は年がどっちが上

であろうが、退職しとって参事であろうがどんな役職に就いても、議会を議決する職責じゃない以上は、最高責任者はその部の部長であるということで間違いはないんですよね。それだけすいません。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）定年延長になった場合、先ほどから申したとおり、それまで管理監督職にあった者も5級の職務になります。ですので、当然、管理監督職ではないので、その部の最高責任者はその部の部長でございます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。
8番 高本君。

○8番（高本勝次君）二点お聞きします。一つは、先ほど部長も一言おっしゃったんですが、管理監督職の特例によるところで、最長3年、最長5年というところがあるんですけども、現実はどういう職種でどういう仕事をされている方が対象になっているのかお聞きしたい。そして、実際にそれが対象になっている職種があるんでしたら、それをこれから最長3年、最長5年ということを実際に行っていくのかどうかをお聞きしたいんです。

もう一点は、定年延長された場合に、やっぱり定数の関係があって、新規採用がどうなってしまうのかなということがあるんですが、説明していただけたらと思います。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）最初のおただしの役職定年の特例というところだと思います。61ページの9条になるんですけども、役職定年、先ほどから申したとおり、60歳をして役職定年となるんですけども、1年単位で異動の期間を延長して、引き続き管理監督職のまま勤務することが可能という規定でございます。どういった場合かといいましたら、職務の遂行上、特別の理由がある場合と

いうことで、例えばその職務につきまして適正な人材がまだ難しいとか、そういう事情ですね。職務の遂行上、特別の事情がある場合、その欠員を容易に充当することができないというところがございます。それから、9条2号の職務の特殊性によりそのポストの補充が困難である場合というところで、その職員の職務環境その他の勤務条件に特殊性があるために、なかなか充当するのが難しい場合。この二点につきましては、最長3年の範囲内で、1年単位で期間を延長することができます。

それから3号につきましては、少し市の組織では考えにくいところなんですけれども、特定の管理監督職グループをつくりまして、そのグループ内での管理監督職の交代で異動ができるという、そういう規定になっています。例えば校長先生であったり、園長先生であったり、今、市ではあまり考えにくいんですけども、そういう特別な管理監督職が、そのポストが補充をなかなかしにくいときにそういうグループをつくりまして、交代制でそのポストに当てはめていく。それは最長5年していただくことができるという、そういう規定となっております。

それから、新規採用の影響はないかというところをおただしかと思うんですけども、それにつきましては、採用の計画上、この定年延長を加味した上で、平準化して採用計画を立てておるところであります。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。
11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）今、橋本市の部長って6級から7級と言われているんですが、部長は7級なんですか。もっと上をつくったらどうですか。これ、要するに3割カットするわけでしょう。3割カットするということは、お金浮いてきますやん。その中で7級で終わらさんと、ほかの市はありますよね。和歌山

市とかやったら9級とか聞きますもんね、8級、9級。橋本市が7級で止めとる理由も知りませんし、8級、9級、10級ってどんどん、大事な人やったら、だって、これだけ人が足りないって言うとる時代で今残ってくれとるような人たちって相当優秀な人なんですから、ほんまにさらに突っ込んだ形でいけばどうかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）9級までということなんですけれど、和歌山市は中核市でありまして、大きなまちとなっています。局があったりするので、やはりその9級の制度が必要なまちだと思います。本市の職務の級を考えましたら、7級で最適だと考えております。もちろん3月31日まで、例えば課長、部長をされて、次の4月1日から5級の職務というのは、なかなか今までの公務員の制度からすると転換期というか、非常に大きな改革かなとは思いますが、この国の制度に基づいて本市も肅々とやっていきたいと思っておりますし、5級というか管理監督職以外の職に降格という制度を設けている以上、やはりその規則に従ってやっていきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

この際、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

これより議案第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第11号 橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第20 議案第11号 橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）この条例云々に関しては質疑というか文句も何もないんですけど、やっぱり社会情勢を考えて、男女平等参画も当たり前の話で、この産休・育休という権利主張に対して、民間企業も公務員の会社も働く人のところ全てにやっぱり気遣うんですわ、早い話。やっぱりこれを取って周りに気遣っ

とるという気遣いとか、育休というのは特にスルーするというか、取れずにおる人も中にはいらっしゃる可能性もあるわけで、今、目合ったんで、総合政策部長でも、人事に関することなんで、逆に福祉じゃなくて、取りやすい環境づくりとか、権利なんやから当然なんやでとか、職場の雰囲気づくりとかで何か議論とか、考えとることとかないのかな、もしくは考えていかなあかんことってないのかなというのは思うんですけど、それについていかがですか。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）今回のこの条例改正につきましては、令和3年6月に地方公務員の育児休業に関する法律が改正されて、この10月からその一部が施行されることに伴う改正になるんですけども、この施行される大きな改正点というのが二つありまして、一つは男性、女性に限らず、育児休業を2回に分けて、分割して取ることができる、取りやすくなったということが一点と、それから、産後パパ育休という名称で厚生労働省は言うんですけども、その産後パパ育休という制度ができました。これは、女性は産後8週間、必ず産後休暇というのを習得しなければならないんですけども、その56日間のうちに2回に分けて夫が子どもさんに対して、父親が合計4週間の育児休業ができるという、今までもそれは取れたんですけども、1回でないとあかんとかということやったんで、間空いて分けて取ることができるという、そういう取りやすくなったというのが、この二つが大きな改正点です。

女性の育児休業も、実は昨日考えとったんですけど、育児休業法ってできたのが平成4年の4月、ちょうど30年前になります。当時は女性が最長1年間取ることができて、この30年の間でこうも変わったんやなというふう

に、よくなったなと感じました。男女が、男性も女性も同じように子どもを育てていく上で育児休業を取りやすくしないとイケないのは、やはり職場環境を整えていかなあかんところは十分よく分かります。この新しくできた制度も周知しなければならないことから、また職員のほうにも周知していきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）子どもが生まれるということは、ある一定夫婦の年齢とかもあると思いますし、管理職がということはあまりパーセンテージとしてはない。別に差別、区別しとるわけちゃうんです、あくまで確率の話なんで。ということは、現場で働く職員、2級、3級、4級ぐらいになったときに、よう仕事できる人やったら30代、40代でも任されての責任とか、この人が一生懸命やとる。ごめんなさいね、ここが橋本市役所に聞きたいところなんやけど、優秀な職員がおったらその人に任してしもとるという傾向があって、バランスよく仕事できとるかということに課題を持たなあかんと思うんですよ。やっぱり任されとって、私がやらなという責任感で心の病になったらあかんのは当然のこと。こういう育休とか、社会情勢が上向いてきた条例改正をするときに、その前にせなあかんことというのがそこじゃないですか。やっぱり1人のところにウエートが乗るととか、特に福祉部長のところ、福祉やったら割と女性が多い。係長級とかその辺になってきたら、やっぱりこの方しかでけへん仕事とか、任されとるってなったら、取りたいけども取れない、取ると言える環境にないということを改善する傾向、対策があってこの条例が生きてくると。この条例よくなったね、社会が変わったね、よかったねじゃあかんと思うんですよ。

その点についての目標というか、ご意見を頂きたい。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）やはり仕事を続けていく上で、長く続けていくということを考えていかなあかんと思うんです。子どもを育てながら仕事をする、逆かもしれませんね、仕事をしながら子どもを育てていくことはかなり大変です。そんな中で最近の事情を考えましたら、晩婚化であったりとか、高年齢で出産ということも十分考えられるので、そんなときに役職、例えば係長の職にあったとか、そういうことも考えられますが、その点につきましてはやはり毎年、自己申告書などによりましてヒアリングというか聞き取りを行っておりますので、そういうところを十分生かしていきたいと考えております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第12号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第21 議案第12号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）お昼までに終われへんだらすいません、僕ばかり。せっかくなんでお伺いするんですけども、いいことであると思っております。基本的に、ここ最近の管理者はお医者さまがなってくれとるという傾向があります。ほんで、病院にも寄与してくれとる。ほんで、病院の総合的なことも見てくれとる。大変ありがたいことと思っております。根本的に考えて、給料が安過ぎるんちゃうのというのは、かねがね僕は思っていました。今回それがあつてかなかつてかは別として、勤務手当及び研究手当という表現に変わつとるんですけど、この研究手当と表現した理由と、それは今お医者さまが管理者をしてくれとるということに対して十分な、次からの成り手もちゃんとおる状態を確保できるようになっているのか否か、その点についてお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにお答えさせていただきます。

まず研究手当についてでございますが、病

院のほうには研究手当支給規定というのがございます。その中で管理者を除く医師に関しましては、医師としての経験年数に応じて研究手当のほうを支給することになっておりまして、10年未満、10年から15年未満、15年以上というふうな形で支給金額が異なっております。さらにそこに、医師の場合に関しましては、指導医であったり認定医であったり、いろいろ専門性の中で資格を取っていただくような形になっておりますので、そういったところで認定医を持たれている先生方に関しては加算ということで、研究手当のほうを支給しているところです。

今回、支給手当の額の調整におきましては、その規定を準用するような形で、一番高いところでの金額というところで設定させていただいております。

あと、今後に関してですけれども、管理者の部分に関しましては任命権者が市長になりますので、私のほうから答弁のほうは控えさせていただきますと思います。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第22 議案第13号 橋本市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第22 議案第13号 橋本市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 橋本市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。